

議員提出第 1 号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 3 日

提出者 久喜市議会議員

岡 崎 克 巳
岸 輝 美
杉 野 修
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成 22 年久喜市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。